



平成21年(2009年)
8/20
第1201号

発行：小平市
編集：環境部
ごみ減量対策課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042(341)
1211(代表)

市報 こだいら

ごみ分別・減量
特 集 号

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp

10月1日(木)から ごみ・資源の収集方法を一部変更します



「燃えないごみ」から「資源」へ

●ペットボトルなどのプラスチック製キャップ

キャップは、水ですすいできれいにしてから、**不燃性資源の回収日**に集積所へお出しください(汚れの落ちないもの、シャンプーボトルのノズル部分などは燃えないごみになります)。



●カップめんなどのプラスチック製容器

カップは空にしたあと、水ですすぐなど油汚れを落としてから、**不燃性資源の回収日**に集積所へお出しください(汚れの落ちないものは燃えないごみになります)。



不燃性資源の回収日

東地区…水曜日
西地区…月曜日

ペットボトルの扱いに追加されるもの

これまで、プラスチック製容器として集積所へ出していた次の容器を、10月からペットボトルとして回収します。

※ペットボトルは、キャップをはずし、中を空にして水ですすいできれいにしてから、**不燃性資源の回収日**に集積所へお出しください。

●しょうゆ加工品(油分を含まないもの)

めんつゆ、ポン酢、浅漬けのもとなど
※油分を含む焼肉のたれなどは、燃えないごみになります。

●みりん風調味料

●食酢

醸造酢、果実酢、合成酢

●調味酢

すし酢、甘酢、三杯酢、らっきょう漬けのもとなど

●ドレッシングタイプの調味料(油分を含まないもの)

※油分を含むものは、燃えないごみになります。

ラベルは付いていても大丈夫です



ペットボトルに付いているマークをご確認ください



「燃えるごみ」から「資源」へ

●シュレッダーにかけた紙類

ほかの紙資源とは処理工程が異なるため、シュレッダーにかけた紙のみを透明または半透明のビニール袋に入れ、**可燃性資源の回収日**に集

積所へお出しください。

※ビニールコーティングされているものは、燃えるごみになります。

※封筒に付いているビニール製の窓枠や金属のクリップ、とじ針などは取り除いてください。



可燃性資源の回収日

東地区…火曜日
西地区…木曜日

生まれ変わった資源



<p>プランター</p> <p>プラスチック製容器類</p> <p>車止め</p> <p>ほか</p> <p>(財団法人容器包装リサイクル協会のホームページより)</p>	<p>クリアファイル</p> <p>ペットボトル</p> <p>スーツ</p> <p>ほか</p> <p>(PETボトルリサイクル推進協議会のホームページより)</p>	<p>段ボール箱</p> <p>紙類</p> <p>雑誌</p> <p>新聞紙</p> <p>ほか</p>	<p>トイレトペーパー</p> <p>ほか</p>
---------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	---------------------------

8月下旬から、ごみ資源の出し方についてパンフレットを全戸配布します

